

盛岡広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372200782	愛ケアセンター株式会社	愛ケアセンター紫波	紫波郡紫波町上平沢字 川崎84番地1	平成24年4月1日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370104473	株式会社ベターライフ岩手	デイサービスシャン ジェ上堂	盛岡市上堂一丁目18番 26号オリエントIビル 1A号室	平成24年3月20日
0372101642	社会福祉法人江刺寿生会	松寿荘指定通所介護 事業所	岩手郡雫石町長山篠川 原156番地2	平成24年4月1日
0372200790	愛ケアセンター株式会社	愛ケアセンターデイ サービスなおしま	紫波郡紫波町上平沢字 川崎82番地2	〃

3 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370104507	社会福祉法人岩手和敬会	浅岸和敬荘	盛岡市浅岸三丁目23番 50号	平成24年3月31日